令和３年１月１４日

**校区福祉委員会の新しい活動様式**

（１）基本的感染対策

感染防止の３つの基本：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い

□会場についたらまず手洗い・消毒をし、帰宅後もすぐに手洗い・消毒をするように周知徹底してください。

□会場の使用前には、手に触れるものの洗浄や消毒を行ってください。

□人と人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けてください。

（スタッフを含む参加者の総数は会場の収容定員の半分以下に留めてください）

□前年度や直近の実施状況などを加味して、多くの方の参加が見込まれる催しは事前予約制にするなどして会場内の密集を回避してください。

□屋外で実施可能な催しは、屋外での実施も検討してください。

　（その場合には、服を着込んできていただくなどの事前周知を行ってください）

□座席を配列する場合には、可能な限り対面にならないようにしてください。

□スタッフ、参加者共に発熱（平熱＋１度以上もしくは３７．５度以上）・息苦しさ・強いだるさ・咳・咽頭痛などの症状がある場合には参加を控えるように周知徹底してください。

□会場で上記の症状が確認された場合には、かかりつけ医への相談と相談結果の報告を促してください。かかりつけ医がいない場合や夜間・休日の場合には、新型コロナ受診相談センター（電話：０６ー７１６６ー９９１１ ※土日祝を含めた終日対応）への相談と相談結果の報告を促してください。その結果が陽性である場合には、速やかに社会福祉協議会にお知らせください。

□スタッフ、参加者共に発熱等の症状が無くてもマスクを着用してください。

□密閉状況を避けるために、以下のどちらかの方法で換気を行ってください。

・３０分に１回窓を開けて空気を入れ替える  
・常に少しずつ換気して３０分で部屋の空気が入れ替わるようにする

□可能な範囲で実施時間を短縮してください。

□飲食物の提供は行わないでください。※喫茶や食事会、飲食を伴う座談会など

　例）持参した飲料を飲む給水コーナーを作る、水分補給時は会話をしない

□タオルやスリッパなど身体に触れるものは、参加者個人が用意してください。

□屋外の活動の場合にも、上記の考え方に従って対応してください。

（２）感染経路が把握できる体制整備

　　□参加者の氏名はもちろん、住所や電話番号の聞き取りを行い、万が一、スタッフを含む参加者内で感染者が現れた場合に感染経路を追えるようにしてください。

※以上の方針は１月１４日時点での国や府、公益社団法人 全国公民館連合会の考え方や最新の感染拡大状況を受けて交野市社会福祉協議会が判断したものであり、今後の状況によっては、方針を改めさせていただくことがありますのでご了承ください。